



佐賀県公報

平成17年
4月20日
(水曜日)
第 12595号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告目
示次

●佐賀県告示第一百三十号
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第一号に規定する種畜証明書を次のとおり交付した。

平成十七年四月二十日

佐賀県知事
古川

平成17年4月20日(水)

●佐賀県告示第一百三十一号

佐賀県種畜検査条例（昭和三十四年佐賀県条例第三十三号）第四条第一項の規定により、平成十七年度定期種畜検査を次のとおり実施する。

平成十七年四月二十日

佐賀県知事 古川康

一 検査の期日及び場所は、次のとおりとする。

期日	場所
五月十三日(金)	小城市牛津町 板橋種豚場

二 検査対象家畜は、八月齢以上の繁殖の用に供する豚の雄（家畜人工授精の用に供する種畜を除く。）のうち、現に種畜証明書を有するもの及び新たに種畜の指定を受けようとするもので、血統及び産地が明確なものでないとはならない。

三 検査を受ける家畜の飼養者は、検査手数料として一頭につき八百円分の佐賀県収入証紙をはり付けた種畜検査願を、検査期日の十日前までに、管轄する家畜保健衛生所に提出しなければならない。

四 検査を受ける家畜の飼養者は、種畜証明書、血統登録証明書、種付台帳及び印章を準備しなければならない。

- 公報
〔公衆の保健
解除の理由
〔次の図〕は、省略し、その図面を佐賀県県土の本部森林整備課及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

- 〔公衆の保健
解除の理由
〔次の図〕は、省略し、その図面を佐賀県県土の本部森林整備課及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

- 〔公衆の保健
解除の理由
〔次の図〕は、省略し、その図面を佐賀県県土の本部森林整備課及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次とのおり公告する。

関係書類は、平成17年6月6日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年4月20日

佐賀県知事 古川康

1 申請のあった年月日

平成17年4月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人 有明海ぐるりんネット
 (2) 代表者の氏名 荒牧軍治
 (3) 主たる事務所の所在地
 佐賀県佐賀郡久保田町大字新田3714番地5

(4) 定款に記載された目的

- この法人は、有明海に深い関心を抱く人が、みずから有明海の魅力を再認識し、有明海と共に共生した暮らしを構築するために、有明海に関連した情報交換、情報発信及び人的交流を促進し、地域の発展に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大崎土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年4月20日

佐賀県知事 古川康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	牛島 米夫	杵島郡北方町大字大崎791番地	平成17年3月31日退任
"	徳久 好春	" " " 2303番地	"
"	末次 正清	" " " 90番地	"
"	松本 和夫	" " " 1655番地	"
監事	後川哲次郎	" " " 1789番地2	"
"	平川登輝好	" " " 2839番地	"
理事	牛島 米夫	" " " 791番地	平成17年4月1日就任
"	徳久 好春	" " " 2303番地	"
"	末次 正清	" " " 90番地	"
"	原 勝馬	" " " 2239番地1	"
"	松本 和夫	" " " 1655番地	"
監事	後川哲次郎	" " " 1789番地2	"
"	平川登輝好	" " " 2839番地	"

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、有明町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年4月20日

佐賀県知事 古川康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	満原 正彰	杵島郡白石町大字坂田2680番地	平成16年11月22日退任
"	小野 豊海	" " " 2857番地	平成17年3月30日就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、橋下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年4月20日

佐賀県知事 古川康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）北鹿島地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。
なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	得永 秀次	杵島郡北方町大字大渡2766番地	平成17年3月31日退任

に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年6月8日までに佐賀県鹿島農林事務所（郵便番号849-1311 鹿島市高津原3400番地）に提出してください。

平成17年4月21日から平成17年5月24日まで
3
縦覧の場所
太良町役場

	佐賀県知事 古川康
1	縦覧に供する書類
2	県営土地改良事業 (地域水田農業支援緊急整備) 北鹿島地区の土地改良事業計画書の写し
3	縦覧の期間
	平成17年4月21日から平成17年5月24日まで
4	縦覧の場所
5	鹿島市役所

県営土地改良事業（中山間地域総合整備（ほ場整備）太良地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次とのおり縦覧に供します。なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立て書は、平成17年6月8日までに佐賀県鹿島農林事務所（郵便番号849-1311 鹿島市高津原3400番地）に提出してください。

県営土地改良事業（中山間地域総合整備用排水施設整備）太良地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年6月8日までに佐賀県鹿島農林事務所（郵便番号849-1311 鹿島市高津原3400番地）に提出してください。

佐賀県知事 古川康

1　総覽に供する書類
　　県営土地改良事業（中山間地域総合整備（ほ場整備）太良地区の変更後の
　　土地改良事業計画書の写し

2　総覽の期間
　　平成17年4月21日から平成17年5月24日まで

3　総覽の場所
　　太良町役場

		佐賀県知事	古川康
1	縦覧に供する書類	県営土地改良事業（中山間地域総合整備 用排水施設整備）太良地区の変更後 の土地改良事業計画書の写し	
2	縦覧の期間		

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 農道整備）太良地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年6月8日までに佐賀県鹿島農林事務所（郵便番号849-1311 鹿島市高津原

3400番地)に提出してください。

平成17年4月20日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県人事委員会

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(中山間地域総合整備 農道整備)太良地区の変更後の

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年4月21日から平成17年5月24日まで

3 縦覧の場所

太良町役場

○人事委員会事項

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を()に公布する。

平成十七年四月二十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第一一十八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。

		白石町		本庁		議会事務局		事務局長	
				町長部局		部長 課長 会計室長 総務課		庶務係長 人事給与係長	
		教育委員会事務局		教育長 課長		農業委員会事務局		事務局長	
		支所		支所長 地域業務課長		出先機関			
		小学校		校長 教頭		中学校			

別表の浜玉町の項、厳木町の項、相知町の項、北波多村の項、肥前町の項、
鎮西町の項及び呼子町の項を削り、同表の白石町の項を次のように改める。

別表の浜玉町の項、厳木町の項、相知町の項、北波多村の項、肥前町の項、
鎮西町の項及び呼子町の項を削り、同表の白石町の項を次のように改める。
うに改正する。

●佐賀県人事委員会規則第一一十九号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲
員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲
を定める規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号)の一部を次によ

うに改正する。
佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲
員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を()に公布する。

平成十七年四月二十日

佐賀県人事委員会
委員長 蜂谷尚久

別表の福富町の項及び有明町の項を削る。
別表の本府の教育委員会事務局の項中「課長 参事」を「課長 全国高校總
体推進室長 參事」に、「副課長」を「副課長 全国高校總体推進室副室長」
に改める。

附 則

()の規則は、公布の日から施行する。

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第三十号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十の二海事職の表の備考中「、通信長」を削り、「、機関士及び通信士」を「及び機関士」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎佐賀県人事委員会告示第三号

労働基準監督機関の職権を行使する県事務所の区分（平成十二年佐賀県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月二十日

佐賀県人事委員会
委員長 蜂 谷 尚 久

本文中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改める。